

評価書案について提出された主な意見及び事業者の見解

評価書案について、都民から 4 件の意見書が提出された。また、事業段階関係市長(昭島市、立川市)からの意見が 2 件提出された。意見等の内訳は、表 1 に示すとおりである。

これらの主な意見の概要とそれらについての事業者の見解の概要は、表 2～表 4 に示すとおりである。

表 1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	4
事業段階関係市長からの意見	2
合計	6

表 2 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目	土地利用計画	
	意見の内容	事業者の見解
	<p>計画地は、鳥類が多く繁殖する地であり、隣接する国営昭和記念公園と相まって、景観も見事である。</p> <p>特に、計画地内の民間利用予定地は、桜が毎年見事な咲き栄えを呈している。この区域は、国営昭和記念公園昭島口にふさわしい自然感のあるアプローチエリアとして、木々も含め保護区域の緩衝地帯として活用すべきである。</p>	<p>青梅線東中神駅東側、土地利用計画における南側の民間利用ゾーンは、昭島市都市計画マスタープランにおいて、「昭島市の東の玄関口」としてにぎわいと活気を創出する民間利用を図る区域に位置付けられているため、東中神駅への近接性を活かし、業務・商業系や住宅系施設の融合した地区とすることとしています。</p> <p>また、事業では、計画地の生物・生態系ならびに景観に関する環境保全のための措置として、国営昭和記念公園との連続性を考慮し、民間利用ゾーンに隣接した環境保全用地を適切に配置します。さらに、将来的に計画地を利用する施設等に対し、緑を確保することなど可能な限り動植物の生育環境に配慮するよう働きかけを行います。</p>
項 目	造成計画	
	意見の内容	事業者の見解
	<p>対象事業の施行面積は約 70ha と記載されているにも関わらず、本事業による造成範囲(土地の改変範囲)は約 32.1ha であるとして、この造成に係る環境影響評価しか行われていない。最終的には、約 70ha のうち、保護区域、環境保全用地を除くすべての土地が造成、改変されるわけであり、今回の環境影響評価書案は不完全なものと言わざるを得ない。約 70ha 全域に対する環境影響評価書案の再提出を要求する。</p>	<p>対象となる約 70ha の計画地のうち、土地地区画整理事業による基盤整備に伴う実際の改変(造成)は、道路・公園などの公共施設及び民間利用ゾーンの範囲となります。また、環境保全用地については、国営昭和記念公園との連続性に配慮し配置することとしています。</p> <p>それ以外で土地利用計画の用途が国利用、調節池並びに検討中の公的利用と公共利用ゾーンは、他の事業者が整備する範囲であり、今後、計画地を含めた地域のまちづくりを進める地元市や将来の事業者から具体的な計画が示される予定です。</p>

表 2 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	大気汚染及び騒音・振動	
	意見の内容	事業者の見解
	<p>土地の改変範囲が西側の既存住宅に近接していることから、建設機械の稼働により発生する大気汚染や騒音・振動が近隣住民の日常生活や健康に悪影響を及ぼすことが懸念される。</p>	<p>建設機械については、排出ガス対策型の機械や低騒音・低振動型の機械を使用する等により、影響の低減を図ることとしています。</p> <p>また、騒音・振動を抑制する工法の採用に努めます。</p> <p>これらの環境保全措置の実施により、大気汚染及び騒音・振動については、計画地周辺では、環境保全目標とした基準値を超えることはないと考えています。</p>
項目	水循環	
	意見の内容	事業者の見解
	<p>地下水のみで給水を行っている昭島市の現状を踏まえ、井戸の調査は、計画地付近に限定せず広範囲に行い、工事に起因する水位等への影響を確認するため工事中、完成後においても引き続き、十分な監視を行い、結果を公表すること。</p>	<p>本事業では、地下水の揚水や大規模な地下構造物の設置は行わないため、工事に起因する地下水への影響はないと考えています。</p> <p>事業に伴う計画地の地下水涵養能（涵養量）への影響については、雨水浸透施設等を設置するなどにより現状と著しく変化しないよう措置を検討・実施することとしています。また、舗装の一部を透水性の舗装にすることや公園・緑地について早急に整備することなどの措置と併せて、雨水の地下浸透に著しい影響を及ぼさないと考えています。</p>
項目	生物・生態系	
	意見の内容	事業者の見解
	<p>【希少猛禽類（オオタカ）保護について】</p> <p>① オオタカの現在の営巣箇所でなく、全く別の場所に保護区域を設定していることは承服しがたい。ましてや、保護区域として指定した場所には代替の巣を設置しているが、営巣してはいない。 再調査を要求する。</p> <p>② 猛禽類保護方策検討委員会の委員の意見に、「利用計画を変更しないという前提だと保全は、不可能に近い」とある。この計画地に土地改変を伴う事業を進めることにより、動植物の生息地、生育地が破壊され損なわれた生態系は、元に戻らない。</p>	<p>計画地における希少猛禽類（オオタカ）については、2 営巣期間にわたり財務省が調査を実施しました。その結果を踏まえ、学識経験者を委員とする「立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策検討委員会」は、保護方策を検討し、平成 22 年 10 月に報告書を取りまとめました。報告書では、検討結果として、計画地内に希少猛禽類保護のための保護区域の設定や、保護区域を常時立入禁止にすることなどが示されています。</p> <p>環境影響評価書案は、こうした検討結果を尊重し作成しています。</p>

表 2 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	生物・生態系	
	意見の内容	事業者の見解
	<p>イノシシを捕獲するために、財務省がビーグル犬を放ったとのことである。オオタカにとって営巣期という大事な時期にそのような行動をとったことは、甚だ遺憾である。</p> <p>この事業そのものを白紙に戻すよう要求する。</p>	<p>イノシシの捕獲は、財務省が国有地の管理上必要な措置と判断し、実施しました。猟犬によるイノシシ捕獲は、一般的な捕獲方法であり、オオタカの営巣等に影響がないとの学識経験者の意見も確認し、実施したものです。</p> <p>なお、イノシシ捕獲後も、オオタカが生育し、巣立っています。</p>
項目	景観	
	意見の内容	事業者の見解
	<p>計画地は、都市化が進む東京にあって多くの動植物が一体となって構成する広大な落葉、針葉樹の森です。隣接には、昭和記念公園があり、大きな緑のネットワークを形成し、地域に潤いと安らぎを提供し風環境の維持及び地球温暖化の抑制を担っている。</p> <p>本事業の実施により、昭和記念公園との一体感が失われ、また近景域では、今まで緑の景観であったが、道路の出現により、街路灯、信号機等が眺望に大きな圧迫感を与える。</p>	<p>計画地の南東側は環境保全用地を設置することにより、現況の緑地が大きく残存することから、国営昭和記念公園との一体的な緑地が確保されます。</p> <p>さらに、可能な限り広く公園・緑地等を確保し、既存の樹林の改変を最小限とするとともに、緑化を行う場所については、良質な植栽基盤^{※1}を整備し、国営昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材^{※2}(樹種等)を用いて早急に緑化することとしています。</p> <p>土地区画整理事業による基盤整備後は、人々の往来が可能な地域となり、新たな緑道などの配置により緑に囲まれた敷地が創出されます。</p> <p>また、地区計画等の各種制度により、計画地に建てられる建築物の緑化率の最低限度などが定められ、多くの緑が確保される予定です。</p> <p>なお、道路に必要な施設である街路灯や信号機の設置については、電線類の地中化などにより景観に配慮します。</p>

※1 植栽基盤：植物が正常に生育できるような状態になっている地盤。

※2 緑化材：緑化を行うために用いられる植物。樹木や地被植物など。

表2 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	選定しなかった項目（温室効果ガス）	
	意見の内容	事業者の見解
	<p>工事完了後における温室効果ガスの排出はないとしているが、本事業においては、都市計画道路等の照明、維持管理が含まれるので、これに要するエネルギー使用量についても評価対象とすべきである。</p>	<p>本事業は土地区画整理事業として土地の造成及び道路等の公共用地及び宅地を整備するものです。そのため工事の完了後における環境影響要因は公共用地及び宅地の存在が考えられますが、これらから発生する温室効果ガスは少ないため、予測・評価の対象として選定いたしません。</p>
項目	環境影響評価手続き	
	意見の内容	事業者の見解
	<p>環境影響評価の実施者（代表者）は、東京都であり、認可するものも東京都である。審査は、公正に実施されるのか。</p>	<p>環境影響評価は、大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きです。</p> <p>今回実施した環境影響評価は、環境局において、外部の学識経験者で構成する環境影響評価審議会に諮問し、審議されます。</p>
項目	対象事業以外の事項に関する意見	
	意見の内容	事業者の見解
	<p>文教地区の街中に刑務所を造るのは、非常識である。</p>	<p>今回の環境影響評価手続きの対象は、土地区画整理事業です。他の事業により整備される施設については、対象としていません。</p>

表3 事業段階関係市長(昭島市長)からの意見及び事業者の見解

項目	生物・生態系	
	意見の内容	事業者の見解
	<p>工事の進行に伴い、緑地の現況面積が減少し、緑被率や緑の体積が減少する。このことによる生物多様性の保全や希少動植物の保護も含めて、出来る限り適切な環境保全の措置に努めるとともに、隣接する昭和記念公園の植生を考慮した、可能な限りの範囲の早急な緑化を希望する。</p>	<p>既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保します。</p> <p>また、直接改変により消失するおそれのある希少な植物について、環境保全用地等への移植等による保全及びモニタリング調査等を検討・実施します。</p> <p>なお、緑化を行う場所については、良質な植栽基盤^{※1}を整備し、国営昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材^{※2}(樹種等)を用いて、早急に緑化を実施します。</p>

※1 植栽基盤：植物が正常に生育できるような状態になっている地盤。

※2 緑化材：緑化を行うために用いられる植物。樹木や地被植物など。

表 4 事業段階関係市長(立川市長)からの意見及び事業者の見解

項 目	1. 騒音、振動、大気汚染等について	
	意見の内容	事業者の見解
	(1) 工事車両、建設機械等による騒音、振動、大気汚染などについては、環境基準を遵守されたい。	<p>工事用車両については、規制速度の遵守、過積載の防止、アイドリングストップ、走行ルート of 周知を徹底により、影響の低減に努めます。また、工事用車両の計画的な運行や騒音・振動を抑制する工法の採用に努めます。</p> <p>また、建設機械については、排出ガス対策型の機械や低騒音・低振動型の機械を使用する等により、影響の低減を図ります。</p>
	(2) 雨水処理を含めた水質汚濁などの影響について十分な環境把握に努め、適切に対応されたい。	<p>工事の施行中は、仮設沈砂池を設け雨水(濁水)を集水し、十分な時間滞留させた上澄み水を、残堀川へ放流することとしています。また、工事及び降雨等の状況により、必要に応じてシート被覆や土のう、素掘側溝等を設置するなど、雨水(濁水)を地区外に流出させない取り組みを行います。</p> <p>さらに、工事の完了後は、伐採等により裸地となった箇所については、早急に緑化を行い、降雨時の土壌流出を抑制するなど適切に対策を講じます。</p>
	(3) 一般粉じんの発生予防や周辺への飛散防止対策を講じられたい。	<p>工事箇所外周に仮囲いを設置し、造成工事の際には適宜散水します。また、必要に応じて、早急に緑化するなどにより一般粉じんの飛散防止等の対策を講じます。</p>
	(4) 土壌汚染については、適切な処置を講じられたい。	<p>土壌汚染対策としては、汚染土壌を場内の良質土に入れ替える対策を基本とします。汚染土壌は、飛散防止措置のもと適切に取扱い、計画地外に搬出する際には、他の廃棄物とは適切に分別して、適法・適正に運搬及び処分を行います。</p> <p>また、工事における濁水の放流にあたっては、沈殿槽及び除害施設を設けて下水排水基準以下としたのち放流するなどの適切な対策を講じます。</p>
項 目	2. 関係法令等の遵守について	
	意見の内容	事業者の見解
	該当地区の地区計画や立川市宅地開発指導要綱、立川市環境基本条例、東京都環境確保条例等の関係法令を遵守し、必要事項については事前協議を行われたい。	<p>関係法令を遵守し、必要に応じて関係機関と協議・調整を行います。</p>
項 目	3. その他	
	意見の内容	事業者の見解
	その他本事業については、地域住民に十分な説明を行うとともに、意見、要望については誠意をもって対応されたい。	<p>今後も事業計画の進捗にあわせて地域の皆様へのご説明の機会を設け、ご意見・ご要望には誠意をもって対応し、皆様のご理解とご協力を得られるよう努力いたします。</p>

